

水俣病訴訟と時効

采女博文

- 1 はじめに
- 2 関西訴訟最高裁判決を学説はどう読んだか
 - (1) 民法724条後段の起算点論——水俣湾沿岸の魚介類摂取時から4年時説
 - (2) 損害の全部発生時説，死亡時説
 - (3) 権利行使可能時説
- 3 じん肺訴訟における時効起算点，損害論の展開
 - (1) 長崎じん肺訴訟最高裁判決
 - (2) 筑豊じん肺訴訟最高裁判決
 - (3) じん肺訴訟の到達点——損害不発生の論理
- 4 水俣病訴訟の各判決は時効論，損害論にどう向き合ってきたか
- 5 民法724条後段の法的性質——起草者の見解
- 6 民法724条後段適用制限論ないし信義則適用論
- 7 おわりに

1 はじめに

(1) 水俣病関西訴訟最高裁判決（最判平成16年10月15日民集58巻7号1802頁）は、水俣病被害者を救済する基準を示した。⁽¹⁾ 最高裁判決後、水俣病の認定申請者が急増したが、行政は認定基準を変えようとしなかった。2005（平成17）年10月3日、水俣病の認定申請をしながら未審査のままである熊本・鹿児島両県の被害者50名（水俣病不知火患者会）が、国と熊本県、チッソを相手に熊本地裁に提訴した。原告らは、この訴訟をノーモア・ミナマタ訴訟と呼び、司法救済制度の確立を目指した⁽²⁾。この運動は拡がり、裁判は東京地裁、大阪地裁にも拡がった。

救済を求める動きを受けて、政府は、2009（平成21）年7月15日、「水俣病被

害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」(法律81号。以下、特別措置法という)を成立させた。しかし、被害者団体はこの法律をチッソ救済法、チッソ分社化法と名付け抗議声明を発表した⁽³⁾。この法律で唯一明快なのは、チッソを初めとする加害企業の分社化の容認である。そもそもチッソは被害者に対する補償を行わせるために社会がその存続を容認したものである。加害企業が被害者に対する継続的補償責任を将来にわたって免れる仕組みの導入はおおよそ水俣病被害の発生と拡大の経緯に照らして社会正義に反する。加害者として共に法的責任を問われた「政府」が「関係県の意見を聴いて」救済方針を決めるという仕組みもまた正統性を主張しえないだろう。法律の構造・文言からは、被害者の全面的な救済に向けた真摯さを読み取ることは難しい。⁽⁴⁾

特別措置法成立後、さらに追加提訴がなされ、裁判を継続する意思が示された。2010(平成22)年1月28日の第19陣追加提訴段階で、原告総数は、2126名になった。

2010年3月15日、熊本地裁は和解勧告を出し、被告国が水俣病裁判の歴史のなかで初めて和解協議の席についた。2011(平成23)年3月24日から28日にかけて、東京地裁、熊本地裁、大阪地裁で和解が成立し、司法による救済がおこなわれた。⁽⁵⁾

2010年5月1日から、特別措置法による救済(一時金210万円、療養費、療養手当)も始まった。⁽⁶⁾しかし、水俣病の被害者達は、不知火海沿岸住民の健康調査を実施することによる被害者の完全な救済を求めている。⁽⁷⁾政府が被害者の声に応えるのではなくては、水俣病問題の真の解決はないだろう。

以下では、ノーモア・ミナマタ訴訟での被告側の除斥期間経過の主張を鑑みて、時効の問題について改めて振り返って考えておきたい。

(2) 訴訟での除斥期間経過の主張について

チッソと行政は、本件提訴から20年以前に症状が発症した原告らについて除斥期間経過の主張をして、時の壁を立てて原告らの救済を拒んでいる。チッソは、「原告らの多くは既に平成7年の全面解決前から感覚障害の出現を自覚していたのであるから、原告らの損害(精神的苦痛)の原因となった症状(損害)の全部又は一部を知ったときから既に消滅時効期間3年が経過している」との主張もしている。

司法が時の壁に対し硬直した解釈論でもって被害者の救済を阻むとすれば、明治期の民法典編纂者が「文明開化」（「近世交通ノ便著シク開ケタル」）という理由のみで選択した不法行為の特別時効法制を改めなければならない。

現代は、じん肺、水俣病、ハンセン病、予防接種禍、薬害肝炎、戦争中の強制連行・強制労働・性奴隷などの加害行為の時から長期間が経過した後に初めて損害が発生したり、法的救済を受けるべき権利侵害であることが明らかになったりする訴訟を知っている。

じん肺や水俣病は損害が進行性・慢性疾患であるという特異性がある。不法行為によってじん肺や水俣病のように進行性・慢性疾患型損害が生じる特異な不法行為類型では、民法724条後段の起算点を民法166条の解釈論の到達点を組み込んで解釈すべきである。じん肺訴訟の場合は、行政認定があつて初めて損害が発生するという法的判断がなされている。さらに水俣病の場合には、行政認定制度がまったく機能しなかった、すなわち損害の発生自体が国家によって否定されてきたという特異性が加わる。明治の民法起草者たちがおよそ議論の射程に入れていなかった事件類型であり、私たちの価値判断に従って新たな法創造としての規範を立てなければならない。

歴史をさかのぼるなら、旧民法証拠編150条は、「義務ノ免責時効ハ債権者カ其権利ヲ行フコトヲ得ヘキ時ヨリ三十个年間之ヲ行ハサルニ因リテ成就ス但法律上別段短キ期間ヲ定メ又ハ債権ヲ時効ニ罹ラサルモノト定メタルトキハ此限りニ在ラス」と定めていたのである。

「不法行為の時」という文言に呪縛されて被害者の救済を拒否する価値判断をするか、「被害者にとって酷な結論」を回避する価値判断を選択するか、法の解釈・適用に携わる者の手にゆだねられている。民法典編纂者は自らが選択した法制が社会正義に反する結論を産み出すとは夢にも思っていない。後世の法律家の法解釈に対する責任の問題である。

以下では、まず、最高裁判決をめぐる議論を通してその問題の所在を明らかにする。つぎに、法典調査会での審議過程を辿ることによって、民法724条後段の法的性質を明らかにし、あわせて起算点に関しても「被害者に酷な事例」はその射程外であることを明らかにする。

また、じん肺訴訟での起算点に関する判例法理の到達点は、異質損害段階付

け損害論からの帰結として民法167条1項の起算点も、民法724条後段の起算点も同一であることである。「権利を行使することができる時」と「不法行為の時」という2つの起算点は、じん肺や水俣病という蓄積進行性、遅発性の健康被害型の場合には、統合して統一的に理解する必要がある。

筑豊じん肺訴訟の調査官解説も、「管理区分2～4に相当する病状に基づく各損害の質的な相違を根拠として「最終の行政上の決定時」を消滅時効の起算点と認めた最三判平成6・2・22民集48巻2号441頁（長崎じん肺事件）の趣旨は、除斥期間の起算点の議論にも妥当する」と述べる。⁽⁸⁾ 調査官解説をみても、「じん肺というきわめて特異な進行性の疾患に射程距離」は限定されているが、民法724条前段の起算点の趣旨が民法166条1項の起算点の解釈に組み込まれ、これをさらに民法724条後段の起算点にも組み込むというところにまで起算点論は到達している。将来の損害を認識し得ず、損害の全容を把握し得ないという被害者の主観に属する事実上の障害が、時効の進行を妨げるのみならず、民法724条後段の期間の進行を妨げるのである。

とりわけ行政認定制度が機能しなかった水俣病の場合には、行政認定があつて初めて損害の認識ができるということにとどまらず、むしろ行政認定があつて初めて損害が発生すると理解することができる。損害を認識し得ないのではなく、そもそも発生していないのだと考える。したがって、水俣病の場合、民法724条後段の起算点は行政認定時から起算すべきであることを主張する。

「水俣病は、医師が医師免許を持っていても、医師個人の責任でもって、自由に診断を下すことのできない稀な疾患である。水俣病に認定されていない患者は、水俣病という病名で保険請求をしても、健康保険の保険者からレセプトの受け取りを拒否される。水俣病認定患者以外のものについては、水俣病患者であることも、メチル水銀の影響を受けてきたことも否定されてきた。地域の医師の多くも、独自に水俣病の診断を下すのではなく、政府の基準に従わざるをえなかった。」（高岡滋『水俣病診断総論』（2006年11月19日）36頁。）

2 関西訴訟最高裁判決を学説はどう読んだか⁽⁹⁾

(1) 民法724条後段の起算点論——水俣湾沿岸の魚介類摂取時から4年時説

(a) 水俣湾沿岸からの転居後4年時説

最高裁は除斥期間の起算点を「身体に蓄積する物質が原因で人の健康が害されることによる損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる疾病による損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時」に採った。その理由を「このような場合に損害の発生を待たずに除斥期間が進行することを認めることは、被害者にとって著しく酷であるだけでなく、加害者としても、自己の行為により生じ得る損害の性質からみて、相当の期間が経過した後に損害が発生し、被害者から損害賠償の請求を受けることがあることを予期すべきであると考えられる」と述べる。

ここまでは、現在の判例法理の到達点を改めて確認したものと見える。ところが、最高裁は続けて次のように述べる。「本件患者のそれぞれが水俣湾周辺地域から他の地域へ転居した時点が各自についての加害行為の終了した時であるが、水俣病患者の中には、潜伏期間のあるいわゆる遅発性水俣病が存在すること、遅発性水俣病の患者においては、水俣湾又はその周辺海域の魚介類の摂取を中止してから4年以内に水俣病の症状が客観的に現れる」として、「転居から遅くとも4年を経過した時点」を本件における除斥期間の起算点に採った原審判断を追認した。

その結果、国と熊本県との関係では、水俣湾沿岸から転居して4年を経過した時点から20年を経過した患者7名の請求は認められなかった。この最高裁の判示は、原審判断を追認したにすぎないが、水俣病被害者の損害の特質について理解が不十分なのではないか。

その他、最高裁は、昭和34年12月末以前に水俣湾周辺地域からその地域外へ転居した8名の患者については、水俣病となったことによる損害を受けているとしても、チッソ水俣工場の排水の規制権限不行使と損害との因果関係を否定した。

(b) 水俣湾周辺地域居住者についての起算点

水俣湾等の周辺居住者の場合には、転居者と同様に「魚介類摂取終了時」を

論じることはできない。

最高裁判決を評釈した田上富信は、水俣湾等の周辺居住者の場合には昭和43年12月が除斥期間の起算点になるという⁽¹⁰⁾。「昭和43年5月にチッソが原因物質の製造工程の稼働を停止しており、その時点で加害行為が止んでいるから、それ以降に発病した患者については、停止の前後に水銀が蓄積された魚介類を食した事実が証明されない限り、加害行為と損害との間の因果関係は遮断されることになる。……仮に、本件訴訟が損害賠償を求める最後の訴訟であるとするとすれば、遅くとも昭和43年12月が除斥期間の起算点となるから、それから20年を経過した昭和63年末で期間は満了している。まさに昭和の最後をもって患者の損害賠償請求訴訟は除斥期間の壁によって阻まれ、それによってチッソ及び国・県はようやく応訴から解放されたことになる。」⁽¹¹⁾

大塚直(判タ1194号, 99頁, 注31)も同様の指摘をする。「仮に水俣に居住し続けた者が訴えた場合には、水質2法に基づく昭和44年の指定水域の指定まで加害行為が続いていたことになるであろう(もっとも、その前に損害が発生すれば損害発生時に加害行為は終了するとみることが多いであろう)。」

このような起算点理解を前提にすれば、「水俣湾又はその周辺海域の魚介類の摂取を中止してから4年以内に水俣病の症状が客観的に現れる」との観念を組み込んでも、昭和47(1972)年末頃から20年(平成4(1992)年)頃で民法724条後段の期間は満了することになる。

(2) 損害の全部発生時説、死亡時説

神戸秀彦は損害の全部発生時説から批判を加えている⁽¹²⁾。「本判決が、遅くとも転居後4年後に遅発性水俣病が発生するとし、これをいわば『固定的な』起算点とする点はどうか。水俣病は発生しても、一般に、病気の初期段階以外は、水銀の対外排出は困難で、有効な治療方法がなく、対症療法・リハビリ療法が治療の中心である。したがって、仮に転居後4年以内に遅発性水俣病が発生しても、それは損害の一部に過ぎない。また、それ以降も患者が生存し続ける限り、損害が継続し、患者の死亡時に初めて損害の全部が確定する、といえよう。そういう意味では、本判決が、継続的損害を前提とする限り、『当該損害の全部又は一部が発生した時』を起算点とするのは実態に合致しない。したがって、『当

該損害の全部又は一部が発生した時』ではなく、『当該損害の全部が発生した時』を起算点とするべきであろう。このように見てくると、本判決が想定する遅発性水俣病の理論的な発生可能期間（４年間）内に遅発性水俣病が発生した場合には、この期間の経過の有無にかかわらず、損害の全部が確定するとき、すなわち死亡時までには20年の期間制限は進行しない、とするのが妥当である。さらに、上記４年間経過後、この想定に反して、万が一、遅発性水俣病が発症したが提訴せず20年間が経過した（1984年１月）としても、提訴時に現に損害が継続していれば、20年の期間制限は進行しない、と考えるべきである。とすると、本判決により、転居の後４年後、提訴まで20年以上が経過し、除斥期間が経過したとされる7名については、提訴時点（早い者で1985年５月、遅い者で1988年２月）で損害が継続しておれば、20年の期間制限は経過しないと解すべきである。」

（3）権利行使可能時説

（a）吉村良一は、「被害者の権利行使の（抽象的ないし客観的）可能性が問題となりうるとすれば、権利行使が可能である時」を原則的起算点とすることを示唆した。⁽¹³⁾ この権利行使可能時説も有力になりつつある。

金山直樹は、「起算点は、判決が166条１項に言及していようといまいと、724条の解釈場面でも問題になるはずであり、その際、被害者の人権保護の理念から、現在では損害を被る立場の互換性や被害の深刻さといった点も踏まえて、ますます柔軟に捉えられてきている。とくに、724条の長期の20年の期間経過が除斥期間だとされた今こそ、その〈冷たい期間〉に人間性を回復させるため、166条１項の精神を吹き込まなければならない」とする。⁽¹⁴⁾

吉田邦彦もつぎのように述べる。⁽¹⁵⁾ まず、「民法724条後段については、それが系譜的に繋がるフランス時効法学上の時効と予定期間との分類学に添っても、不法行為訴権の扱いを前段・後段で分断させるべきではなく、時効制度を推し及ぼすことが望ましく、そうした場合には、その起算点に関する民法166条１項も重畳適用される」。

水俣病被害を社会正義と人間性に適った形で解決しようとするならば、損害の全部発生時説（死亡時説）か権利行使可能時説（起算点民法166条１項重畳

適用説)か、あるいは民法724条後段適用を信義則ないし社会正義の観点から抑制するかの立場に立つ必要がある。⁽¹⁶⁾

3 じん肺訴訟における時効起算点、損害論の展開

(1) 長崎じん肺訴訟最高裁判決(平成6年2月22日民集48巻2号441頁)

水俣病訴訟における民法724条後段の起算点を考えるうえで、類似の病理的特色を持つじん肺訴訟における起算点、損害論の歩みを振り返っておきたい。「水俣病による損害は、身体に蓄積する物質が原因で人の健康が害される場合の典型例といえることができる」(長谷川浩二「判解」法曹時報58巻10号254頁)からである。

まず、最高裁は、雇用契約上の付随義務としての安全配慮義務の不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間(民法167条1項、166条1項)の起算点に関して、じん肺という病変の特質を考慮して、雇用者の安全配慮義務違反によりじん肺に罹患したことを理由とする損害賠償請求権の消滅時効は、最終の行政上の決定を受けた時から進行すると判示し、最初の行政上の決定を受けた時から進行すると解した原判決を破棄し差し戻した。

「雇用契約上の付随義務としての安全配慮義務の不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間は、民法167条1項により10年と解され、右10年の消滅時効は、同法166条1項により、右損害賠償請求権を行使し得る時から進行するものと解される。そして、一般に、安全配慮義務違反による損害賠償請求権は、その損害が発生した時に成立し、同時にその権利を行使することが法律上可能となるというべきところ、じん肺に罹患した事実は、その旨の行政上の決定がなければ通常認め難いから、本件においては、じん肺の所見がある旨の最初の行政上の決定を受けた時に少なくとも損害の一端が発生したものである。

しかし、このことから、じん肺に罹患した患者の病状が進行し、より重い行政上の決定を受けた場合においても、重い決定に相当する病状に基づく損害を含む全損害が、最初の行政上の決定を受けた時点で発生していたものとみることとはできない。すなわち、前示事実関係によれば、じん肺は、肺内に粉じんが存在する限り進行するが、それは肺内の粉じんの量に対応する進行であるとい

う特異な進行性の疾患であって、しかも、その病状が管理2又は管理3に相当する症状にとどまっているようにみえる者もあれば、最も重い管理4に相当する症状まで進行した者もあり、また、進行する場合であっても、じん肺の所見がある旨の最初の行政上の決定を受けてからより重い決定を受けるまでに、数年しか経過しなかった者もあれば、20年以上経過した者もあるなど、その進行の有無、程度、速度も、患者によって多様であることが明らかである。そうすると、例えば、管理2、管理3、管理4と順次行政上の決定を受けた場合には、事後的にみると一個の損害賠償請求権の範囲が量的に拡大したにすぎないようにみえるものの、このような過程の中の特定の時点の病状をとらえるならば、その病状が今後どの程度まで進行するのかはもとより、進行しているのか、固定しているのかすらも、現在の医学では確定することができないのであって、管理2の行政上の決定を受けた時点で、管理3又は管理4に相当する病状に基づく各損害の賠償を求めることはもとより不可能である。以上のようなじん肺の病変の特質にかんがみると、管理2、管理3、管理4の各行政上の決定に相当する病状に基づく各損害には、質的に異なるものがあるといわざるを得ず、したがって、重い決定に相当する病状に基づく損害は、その決定を受けた時に発生し、その時点からその損害賠償請求権を行使することが法律上可能となるものというべきであり、最初の軽い行政上の決定を受けた時点で、その後の重い決定に相当する病状に基づく損害を含む全損害が発生していたとみることは、じん肺という疾病の実態に反するものとして是認し得ない。」

この最高裁判決を調査官解説は次のように理解している。「じん肺の進行がきわめて長期にわたり得るものであり、かつその進行性の態様が医学上解明されていないという点にある。すなわち、現在の医学的知見では、具体的な患者の病状の進行の程度、速度はもとより、そもそも、今後更に進行していくのか、現状で固定しているのかという進行の有無すらわからない。このため将来の病状についての主張立証の術が全くないじん肺患者について、5年先、10年先あるいは20年先に受けることになるかも知れない重い決定に相当する病状に基づく損害が、最初の行政上の決定を受けた時点で既に発生しているものとみるのは、机上の空論に近く、このようにその賠償を求めることが全く不可能な将来の損害をもカバーする単一の賠償請求権なるものが、実体法上の権利として存

在すると考えるのは、それ自体背理というほかないように思われる。損害発生の原因たる加害行為が完了している以上、それと相当因果関係を有すべき損害は、客観的には確定されている筈だとする伝統的な理解は、論理的には明快ではあるが、これをじん肺に当てはめるのは無理がある。

調査官解説は、「下級審裁判例の多くは、将来の重い決定に相当する病状に基づく損害は認識し得ないとして、このように損害の全容を把握し得ないことが時効の進行を妨げると解したのであるが、右の損害は、認識し得ないのではなく、そもそも発生していないのだと考える方が、適切であろう」と、損害不発生論が採用されていることを強調している（倉吉敬「判解」『最高裁判所判例解説 民事篇 平成6年度』243頁）。

民法167条、166条の起算点に関してではあるが、質的に異なる損害（将来の重い決定に相当する病状に基づく損害）についての損害不発生という考え方がこの段階で確立したといえる。この判決によって、「加害行為完了後その損害が進行・拡大した場合には、当初の受傷時に将来の損害を含む全損害が発生しており、この時点で全損害につき1個の損害賠償請求権が成立している」という伝統的な理解が、じん肺という特異な進行性の職業病については及ばないことが明確になった。

なお調査官解説は、本判決の射程距離について、「予見可能性のない後発損害はすべて別個の損害とみるとか、後遺症の等級が10級から9級、8級と進行する場合に、その等級毎に各別の損害が発生するとみるのは、損害賠償請求権（訴訟物）の統一的理解を妨げるものであり、もとより、本判決はこのような考え方を採ったものではない」と述べている（同243頁以下）。

（2）筑豊じん肺訴訟最高裁判決（最判平成16年4月27日民集58巻4号1032頁）

筑豊じん肺訴訟最高裁判決は、民法724条後段の起算点についての最初の最高裁判決である。「民法724条後段所定の除斥期間の起算点は、『不法行為ノ時』と規定されており、加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合には、加害行為の時がその起算点となると考えられる。しかし、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質

上、加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解すべきである」。この法理は、B型肝炎訴訟最高裁判決⁽¹⁷⁾、水俣病最高裁判決によって確認され判例法理として確立している。

まず、原審判断からみる。筑豊じん肺訴訟で、国は「民法724条後段に定める除斥期間の起算点は、加害行為がされたときと解するのが相当であるから、本件では、本件従業員らの炭鉱離職口をもって、除斥期間の起算点とすべきであり、仮に損害発生の時をもって除斥期間の起算点と解するとしても、その損害の一部が発生したことが明らかとなった最初の管理区分決定を受けた日の翌日を起算点とすべきである」との主張をした。

国側主張を原審は、厳しく退けた（福岡高判平成13年7月19日判時1785号89頁）。まず、「民法724条後段は、『不法行為ノ時』を除斥期間の起算点と定めているところ、これを加害行為がなされた時と解する見解があるが、このように解すると、加害行為後長期間を経て初めて損害が顕在化する場合には、被害者の救済に悖ること甚だしく、極端な場合には、損害が発生する以前に、除斥期間が満了してしまうという不当な事態さえ生じかねないから、上記見解は採用できない」と述べたうえで、「不法行為ノ時」とは、「不法行為の構成要件が充足されたとき」、すなわち、「加害行為があり、それによる損害が、客観的に（被害者の認識に関係なく）一部でも発生したとき」と解するべきであるとの見解を述べる。

つぎに、じん肺の病変の特質を明らかにして、「じん肺に罹患した事実は、その旨の行政上の決定がなければ通常認め難い」ことを前提とした上で、さらに「損害の一部発生時」（最初の行政認定時）を起算点とする見解をも退ける。「じん肺の病変の特質に照らすと、管理2、管理3、管理4の各行政上の決定に相当する病状に基づく各損害及びじん肺を原因とする死亡（共同原因死を含む。）に基づく損害は、その各決定あるいは死亡の時点において、それぞれの損害が発生したとみるべきである」。

この民法724条後段の起算点の箇所では、「前述のとおり、じん肺の病変の特質に照らすと」として述べられている「雇用契約の付随義務としての安全配慮義務の不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効（民法167条1項）の起算点」

の叙述の箇所をみておきたい。この箇所では、権利行使可能性の問題と関連を保ちつつ、しかしこの問題と直結はしない形で、損害の発生時の検討がなされていることに着目しておきたい。

そこでは、まず、病変の特質がつぎのように把握される。

「じん肺に罹患した事実は、その旨の行政上の決定がなければ通常認め難いから、本件においては、じん肺の所見がある旨の最初の行政上の決定を受けた時に少なくとも損害の一端が発生したものであることができる。

しかし、このことから、じん肺に罹患した患者の病状が進行し、より重度の行政上の決定を受けた場合においても、重い決定に相当する病状に基づく損害を含む全損害が、最初の行政上の決定を受けた時点で発生していたものとみることはできない。すなわち、じん肺の病像、その健康管理区分の決定手続、一審被告三社の粉じん職場等における本件従業員らの稼働状況と行政上の決定を受けた経緯等によると、じん肺には、次のような特殊性が存在する。すなわち、じん肺は、肺内に粉じんが存在する限り進行するが、それは肺内の粉じんの量に対応して進行するという特異な進行性の疾患であって、しかも、その病状が管理2又は管理3に相当する症状にとどまっているようにみえる者もあれば、最も重い管理4に相当する症状まで進行する者もあり、また、症状が進行する場合であっても、じん肺有所見の最初の行政上の決定を受けてからより重い決定を受けるまでに、数年しか経過しなかった者もあれば、20年以上が経過した者もあるなど、その進行の有無、程度、早さも、患者によって多様であることが明らかである。そうすると、例えば、管理2、管理3、管理4と順次行政上の決定を受けた場合には、事後的にみると、一個の損害賠償請求権の範囲が順次量的に拡大したにすぎないようにみえるかもしれないが、このような経過を辿る中の特定の時点の病状をとらえてみると、その病状が今後どの程度まで進行するのかがもとより、進行しつつあるのか、あるいは症状が固定しているのかさえも、現在の医学では確定することができないのであって、管理2の行政上の決定を受けた時点で、管理3又は管理4に相当する病状に基づく各損害の賠償を求めることはもとより不可能なことといわなければならない。」

以上のようなじん肺の病変の特質に照らして、「管理2、管理3、管理4の各行政上の決定に相当する病状に基づく各損害には、質的に異なるものがある

といわざるを得ず、したがって、重い決定に相当する病状に基づく損害は、その決定を受けた時に発生し、その時点からその損害賠償請求権を行使することが法律上可能となるものというべきであり、最初の軽い行政上の決定を受けた時点で、その後の重い決定に相当する病状に基づく損害を含む全損害が発生していたとみることは、じん肺という疾病の実態に反すること著しく、正当な解釈ということとはできない。」として質的段階を異にする損害発生論（以下、松本克美の表現を借りて、異質損害段階発生時説という⁽¹⁸⁾）が述べられている。

この原審は、「各行政上の決定に相当する病状に基づく各損害には、質的に異なるものがあるといわざるを得ず、したがって、重い決定に相当する病状に基づく損害は、その決定を受けた時に発生」するとの解釈を選択している。「最初の軽い行政上の決定を受けた時点で、その後の重い決定に相当する病状に基づく損害を含む全損害が発生していたとみることは、じん肺という疾病の実態に反すること著しく、正当な解釈ということとはできない。」

そして、結論として、「じん肺の病変の特質に照らすと、管理2、管理3、管理4の各行政上の決定に相当する病状に基づく各損害及びじん肺を原因とする死亡（共同原因死を含む。）に基づく損害は、その各決定あるいは死亡の時点において、それぞれの損害が発生したとみるべきであるから、結局、除斥期間の起算点も、最終の行政上の決定を受けた日あるいはじん肺を原因とする死亡の日と解すべきである」とした。

この損害論は、長崎じん肺訴訟最高裁判決（平成6年2月22日民集48巻2号441頁）で、雇用契約上の付随義務としての安全配慮義務の不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間（民法167条1項、166条1項）の起算点に関して「じん肺の病変の特質にかんがみると、管理2、管理3、管理4の各行政上の決定に相当する病状に基づく各損害には、質的に異なるものがあるといわざるを得ず、したがって、重い決定に相当する病状に基づく損害は、その決定を受けた時に発生し、その時点からその損害賠償請求権を行使することが法律上可能となるものというべきであり、最初の軽い行政上の決定を受けた時点で、その後の重い決定に相当する病状に基づく損害を含む全損害が発生していたとみることは、じん肺という疾病の実態に反するものとして是認し得ない。これを要するに、雇用者の安全配慮義務違反によりじん肺に罹患したことを理由とする損

害賠償請求権の消滅時効は、最終の行政上の決定を受けた時から進行するものと解する」との見解を踏襲したものである。

筑豊じん肺訴訟の原審判断で注目されるのは、死亡を損害発生 of 新たな段階付けとするに際して述べられた、行政上の管理区分と民法上の損害賠償にあたっての区分との関係に関する説明である。

「管理2ないし4の管理区分の決定は、あくまでもじん肺罹患の予防、罹患後の進行阻止や療養あるいは労災上の補償の支給等といった行政上の措置のためになされるものであって、元々損害を質的に区別するためになされているわけではない。じん肺が医学的にもその進行状況が確定しにくい進行性の疾患であることから、民事上の損害賠償にあたって、その区分が利用されているにすぎないのであって、医学的に可能であれば、本来は具体的な自然的事実としての病状による段階付けが行われるべきなのである。その意味では行政上の決定は絶対的なものとまではいえないのであって、管理区分決定の際に求められる程度の医学的証明があれば、その症状のレベルを認定することができないわけではない。」

この説明に依拠すれば、「具体的な自然的事実としての病状による段階付け」が可能であれば、「その最終段階」を損害発生時にとることができる。「水俣病による損害は、身体に蓄積する物質が原因で人の健康が害される場合の典型例といえることができる」（長谷川浩二「判解」法曹時報58巻10号254頁）。

水俣病の場合にも、症状による段階付けと類似して損害の特質を考慮すべきである。そうであるならば、水俣病の場合も、最後の段階の損害（損害の全部）が発生した段階を後段の起算点とすべきことになる。

さて、筑豊じん肺訴訟最高裁判決は損害発生時を起算点とする理由づけとして、2つの観点を強調している。「このような場合に損害の発生を待たずに除斥期間の進行を認めることは、被害者にとって著しく酷である」ことと、「加害者としても、自己の行為により生じ得る損害の性質からみて、相当の期間が経過した後には被害者が現れて、損害賠償の請求を受けることを予期すべきである」こと。既に、松本克美がこの理由づけを「被害者にとって著しく酷」「加害者が予期すべき」論として画期的な意味があることを指摘している（松本克美「民法724条後段の『不法行為の時』と権利行使可能性」立命館法学307号160頁（2006））。

筑豊じん肺訴訟最高裁判決の到達点から、もう一步を進めることができる。民法167条の起算点と民法724条後段の起算点との融合、統一をみてよいのではないか。すなわち民法724条後段の起算点に民法166条1項の趣旨を組み込むのである。最高裁の「被害者にとって著しく酷」「加害者が予期すべき」論はそのような読み方を可能とするものである。

なお、筑豊じん肺訴訟の控訴審判決は、時効援用が濫用となる要件の点でも画期的なものであった。長崎じん肺訴訟最高裁判決（最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁）では、損害賠償請求権の発生要件該当事実が悪質であったことは時効援用権濫用の成否の判断要素から排除されていた。「損害賠償請求権の消滅時効の援用が権利濫用に当たるとするには、債権者が訴え提起その他時効中断の挙に出ることを債務者において妨害し若くは妨害する結果となる行為に出た場合、又は債権者と債務者とが近親者等特殊な関係にあるため債権者に時効中断の挙に出ることを期待することが酷である場合など債務者が債権者において時効中断の挙に出なかつたことをもって消滅時効を援用することが時効援用権について社会的に許容された限界を逸脱するものとみられる場合でなければならず、たんに時効にかかる損害賠償請求権の発生要件該当事実が悪質であったこと、被害法益が重要でかつ被害が甚大であったことは右時効援用権濫用の要件を構成しないものといわなければならない」。

これに対し、筑豊じん肺訴訟控訴審判決（福岡高判平成13年7月19日判タ1077号72頁）は時効援用が権利濫用となる余地を広く認めた。時効制度の機能・目的は、「①長期間継続した事実状態を維持することが法律関係の安定のため必要であること、②権利の上に眠っている者（権利行使を怠った者）は法の保護に値しないこと、③あまりにも古い過去の事実について立証することは困難であるから一定期間の経過をもって義務の不存在の主張を許す必要があること等」であるから、「債務についての消滅時効の援用は、債務者の権利に属するが、債権者が期間内に権利を行使しなかつたことについて、債務者の側に責むべき事由があつたり、債務発生に至る債務者の行為の内容や結果、債権者と債務者の社会的・経済的地位や能力、その他当該事案における諸般の事実関係に照らして、時効期間の経過を理由に債権を消滅させることが、著しく正義・公平・条理等に反すると認めるべき特段の事情があり、かつ、援用権を行使させない

ことによって上記時効制度の目的に著しく反する事情がない場合には、時効の援用は権利の濫用としてこれを許さず、債権の行使を許すべきである」。

(3) じん肺訴訟の到達点——損害不発生論

じん肺訴訟での損害論の到達点は、質的に異なる損害（将来の重い決定に相当する病状に基づく損害）についての損害不発生という考え方である。

民法724条後段の起算点については、少なくとも加害行為によって発生する損害の性質が「身体に蓄積する物質が原因で人の健康が害されることによる損害」である場合における「損害発生時」説が判例上確立し、これに対する学説の支持も得られている。

ここにおいて、民法724条がドイツ民法を継受したと解した場合、被害者の損害と加害者についての認識とは関係なく不法行為の時から30年で消滅時効にかかるというドイツ民法旧852条とはまったく別の道を歩み始めたことになる。いくつかのドグマ的制約（①民法166条1項の「権利を行使することができる」とは、権利を行使するうえで法律上の障害がないことを意味し、権利を行使しうることを権利者が知らなかった等の事実上の障害は時効の進行を妨げない。②民法724条後段を除斥期間と解する）の下での法発展であるが、不法行為法の究極の理念である損害の公平な分担、具体的正義と公平に適う解決を求める道筋であると評価してよい。

なおドイツ民法は2002年の債務法の改正に伴い、通常の時効期間を30年間から3年間へと劇的な期間短縮をおこなったが（195条、199条1項）、生命・身体・健康・自由の侵害による損害賠償請求権については、加害行為の時から30年という時効期間が維持されている（199条2項）。⁽¹⁹⁾

4 水俣病訴訟の各判決は時効論、損害論にどう向き合ってきたか

起算点（①民法167条・166条の起算点、②民法724条前段の起算点、③民法724条後段の起算点）の問題に焦点を当てながら、水俣病各判決は水俣病の損害をどのように把握してきたかを振り返ってみたい。

(1) 熊本第一次訴訟（熊本地判昭和48年3月20日判時696号15頁）

第一次訴訟では、チソンは「行政認定時説」（「第一次見舞金契約の当事者で

ある原告らについては、遅くとも同人らが被告に対して損害賠償金の請求をした昭和34年11月25日に、そのほかの原告らも、自己もしくは近親者が水俣病の認定を受けた時」による民法724条前段による時効消滅を主張した。

第一次訴訟判決は、「死亡を理由とする慰藉料相続分の債権」のみを昭和43年10月ころから3年が経過した後に提訴されたとして消滅時効の完成を認めた。

しかし第一次訴訟判決は、①認定時から3年以内、②（生命侵害を理由とする慰藉料請求権については）死亡時から3年以内であれば、消滅時効は完成していない、と述べた上で、問題になるほかの原告らの本件慰藉料請求権に関する被告の消滅時効の主張が失当である理由を次のように述べる。

①「すでに述べたように、一般の債権の消滅時効期間は10年である（民法第167条第1項）のに対し、不法行為による損害賠償請求権について、民法第724条前段が3年という短期の消滅時効を定めたのは、あまり期間が経過すると不法行為の要件の証明や損害額の算定が困難になるという採証上の理由もあるが、主として、被害者が損害および加害者を知ったのち3年を経過しても損害賠償請求権を行使しないということは、その間に被害者の感情が治癒され加害者を宥恕しているからであって、その後になって再び当事者間の関係を紛糾させることは妥当でないという考慮にもとづいている。

ところで、本件患者らは、被告が、最初に損害および加害者を知ったので消滅時効の起算点となると主張する昭和34年11月25日あるいはそれ以降水俣病の認定を受けた時以後においても、すでに当時死亡していた患者を除き、なお水俣病の患者として、継続的に、のちに損害のところで認定するとおり、その症状に苦しみ、種々の障害を受けているのである。

このように加害者の身体を侵害する行為があったのちにも、それによる損害は継続的に発生しているという場合、被害者が最初に損害の一部および加害者を知った時から、その損害全部の賠償請求権について、消滅時効が進行するという解釈は到底採り得ない。このような解釈によれば、最初に損害および加害者を知った当時、被害者が予見できず、したがって請求できない損害の賠償請求権についても、消滅時効期間が進行を開始することになって、時効の起算点に関する特則である民法第724条前段が、わざわざ『損害を知った時』から時

効が開始するとした趣旨に反することになるからであり、また、最初に損害および加害者を知った時から相当期間を経過したのちまで症状が継続し、当初予想されなかったような後遺症が現われるということは、被害者の感情をいよいよ激昂させる理由になるのであって、このような場合に、最初に損害および加害者を知った時から3年を経過しているからという理由で、その損害の賠償請求権が消滅時効にかかるとするのは、初めに述べたような同条前段の立法趣旨に反することになるからである。

結局、この場合には、被害者が損害の一部を知った時に、その部分およびこれと牽連一体をなす損害で当時において予見することが可能なものについてのみ、すべて被害者においてその認識があったものとして、賠償請求権の時効が進行を始め、その余の範囲の損害については、別個にその発生を知りあるいは予見可能となるまで、その賠償請求権の消滅時効は進行しないものと解すべきである。

ところで、すでに述べたように、前記生存患者らの症状は、前記の昭和34年11月25日あるいは水俣病の認定を受けた時点以後においても複雑な経過を示しており、右の時点において、将来の症状の経過、後遺症の発現の有無、内容、治療方法およびそれに要する費用、将来の精神的苦痛などの損害について、すべて認識できたものとは解されないものであって、右時点から、慰籍料などすべての損害賠償請求権について、消滅時効が進行するとする被告の主張は到底肯認することができない。」

②「民法第724条前段が、3年の消滅時効の起算点を被害者またはその法定代理人が『損害および加害者を知った時』と定めたのは、被害者は、加害行為の事実を知るのみでは損害賠償請求権の行使はできないが、加害行為によって発生した『損害』と損害賠償請求権の相手方である『加害者』をともに知った時に、初めて損害賠償請求権を行使することが可能になるので、この時点から時効を進行させるのを妥当とするからである。この趣旨からすると、ここに「損害を知る」というのは、単に、損害発生の実事を知ることのみをいうのではなく、同時に加害行為が不法行為であることを知ること、当然、違法な加害行為と損害発生の実事との間に相当因果関係があることを知ることをも含む趣旨に解しなければならない。

そして、同条にいわゆる『知りたる』時とは、被害者の加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに、それが可能な程度に具体的な資料にもとづいて、加害者ないし損害を認識しえた場合をいうものと解すべきで、被害者が、具体的な資料にもとづかないで主観的に疑いを抱いたり、推測しただけでは、事実上損害賠償請求権の行使はできないから、ここに『知った』ということとはできない。」

水俣病第一次訴訟判決は、民法724条前段の起算点との関連で損害の特質を論じている。しかし損害の特質という点では、民法724条後段の起算点を考える場合の「損害」理解と共通するはずのものである。民法724条前段の水俣病被害者の損害の特質を把握する上で特に重要なのはつぎの指摘である。「水俣病の認定を受けた時以後においても、すでに当時死亡していた患者を除き、なお水俣病の患者として、継続的に、のちに損害のところで認定するとおり、その症状に苦しみ、種々の障害を受けているのである。このように加害者の身体を侵害する行為があったのちにも、それによる損害は継続的に発生しているという場合、被害者が最初に損害の一部および加害者を知った時から、その損害全部の賠償請求権について、消滅時効が進行するという解釈は到底採り得ない。」

「損害は継続的に発生している」という理解に立てば、じん肺訴訟の到達点と同様に、後続損害については損害は未発生であると理解することができる。

(2) 関西訴訟第一審判決（大阪地判平成6年7月11日判時1506号5頁）

では、関西訴訟の第一審判決の大阪地裁判決はどうか。大阪地裁は、「仮に、本件患者らが遅発性水俣病であったとしても、水俣湾周辺地域からの転居、すなわち、水俣湾内の魚介類の摂食中止から、遅くとも4年を経過した時点以後には、客観的に最初の損害が発生していたと推認されるから、その時点を除斥期間の起算点と考えるべきである」として、転居＝摂取中止から4年後を起算点に採った。

「10年以上経ってから発症」と主張する書証をこう退けている。「甲B第73号証の4では、10年以上経ってから発症することもありうるとしているが、ここにいう発症は客観的に症状の現れた最初の時点を指すものではないと解され、県外移住者を継続的に毎年検診した結果による結論でもないと解されるから、

右結論を全面的には信用することができない。」

ここには、起算点としての損害の一部発生についての判例法理の誤解がある。大阪地裁判決は、「遅発性水俣病の症状初発時期」だけを問題にして「転居後4年」を導き出している。

「新潟水俣病において認められるような遅発性水俣病が存在することは認められるから、本件は、加害行為の止んだ時から時間が経過した後に損害が発生する場合である可能性がある。また、被害者が損害を認識した時には、既に客観的に損害の一部が発生しているのであり、客観的に損害の一部でも発生した最初の時点は、被害者の認識時以前であると考えられる。そこで、このような場合には、加害行為の止んだ時点から、医学上考えられる潜伏期間を経た時点以後に、たとえ、被害者が損害を認識していなくても、除斥期間が進行すると解すべきである。」

この理解を大阪高裁判決（大阪高判平成13年4月27日判時1761号3頁）も最高裁判決もそのまま引きずっている。

5 民法724条後段の法的性質——起草者の見解

水俣病訴訟の解決にとって必要な限りで、従来の研究に依拠しながら⁽²⁰⁾、民法起草者の時効観と民法724条の立法趣旨を確認しておきたい。

(1) 時効と予定期間との峻別

民法の起草者は、時効とその他の期間（豫定期限、不変期間）とが旧民法では区別されずに混乱していることを指摘したうえで、この二つを意識的に区別している（法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会 民法議事速記録一』（復刻版、商事法務研究会）408頁以下。以下では『民法議事速記録1』などと略す）。

時効の草案を担当した梅謙次郎は、法典調査会で旧民法証拠編第92条を削除する趣旨を説明する際に次のように述べている。証拠編第92条（「或ル訴権ノ行使ノ為メ法律ニ定メタル期間ハ其訴権ノ性質ニ因リテ取得時効又ハ免責時効ノ一般ノ規則ニ従フ但法律カ明示又ハ黙示ニテ例外ヲ設ケタル場合ハ此限りニ在ラス」）は「訴権の行使のために法律が期間を定めるといふといつもそれは時効とみる」ということになっているが、そうだとすると非常に多くの期間が

時効ということになるが、これらの期間の性質を研究すれば、時効とは性質が違い、時効の規定を適用しがたいものがある。

「いやしくも時効の規則を適用する場合には特に時効と云ふ、時効と云はなければそれは時効でない、仏蘭西語を訳して予（豫）定期限とでも申しませうか、唯予め期限を定めてその期限内でなければ為すことは出来ぬと云ふことを法律で極めたのである、その期限が到来すれば如何なる事情ありといえどもその権利はなくなってしまう、こう云ふ性質のものである、かの時効の中断とか停止とか云ふような規則などはこれにあてはまらぬ方が宜しかろうと思いましたがのであります」（『民法議事速記録1』409頁以下）。（原文の旧漢字カナ文語文では読みにくいので、文意を損なわない限度で現代語に改めている。）

（2）原案第732条（現行第724条）の審議

法典調査会に提出された現行民法724条の原案（第732条）は、次の通りである（『民法議事速記録5』459頁）。

第732条「不法行為ニ因ル損害賠償ノ請求権ハ被害者又ハ其法定代理人カ損害及ヒ加害者ヲ知リタル時ヨリ三年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス但第百六十八條ノ適用ヲ妨ケス」

法典調査会議事速記録には、（参照条文）として、以下のものが示されている。財産編379条、オーストリア民法1489条、スイス債務法69条、モンテネグロ民法585条、ドイツ第一草案719条、ドイツ第二草案775条、プロイセン法第1部6章54条、55条、イギリス出訴期限法3条、（Act for the Limitation of Actions.21 Jac. 1.c.16）

この第732条は、条文の文言と体裁上、前段が予定期限（不変期間）として、後段が普通時効として原案は構想されている。審議の結論を先取りして述べると、審議のなかで、前段も時効と改められている。

まず、第732条但書で適用を妨げずとされている第168条の立法趣旨から確かめたい。第168条は第1編第6章第3節消滅時効の箇所におかれている規定である。法典調査会に提出された第168条の原案では、「財産権ハ所有権ヲ除ク外特別ノ規定ナキトキハ二十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス」となっていたが、審議のなかで修正案が出されて、起立多数で、「所有権以外ノ財産権ハ二十年

間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス」と改められている（『民法議事速記録1』541頁以下544頁）。

原案の趣旨を梅謙次郎はこのように説明している。

梅謙次郎君「これは既成法典証拠編150条〔義務ノ免責時効ハ債権者カ其権利ヲ行フコトヲ得ヘキ時ヨリ三十个年間之ヲ行ハサルニ因リテ成就ス但法律上別段短キ期間ヲ定メ又ハ債権ヲ時効ニ罹ラサルモノト定メタルトキハ此限りニ在ラス〕及び155条〔……相続ノ時ヨリ三十个年ヲ経過スルニ非サレハ時効ニ罹ラス〕によれば、少なくとも義務及び相続権については時効の期間が30年となっているのを前の162条において述べました理由に基づきましてここもやはり20年と改めたのであります。やはりここも外国には30年の例も最も多いのでありますけれども、理由は前に申しましたからここに再び申しません。……」

梅謙次郎が第162条で述べた理由と同じであるとして、繰り返しを避けた説明をみておこう。

原案第162条は時効取得の規定である。

「二十年間他人ノ物ヲ平穩且公然ニ占有スル者ハ其所有権ヲ取得ス十年間他人ノ不動産ヲ平穩且公然ニ占有スル者カ其占有ノ始善意ニシテ過失ナカリシトキハ其不動産ノ所有権ヲ取得ス」

梅謙次郎は、30年を20年に短縮した理由をつぎのように述べている（『民法議事速記録1』514頁）。「本案においては20年と短縮いたしました理由は、開化が段々に進みいくに従い、取引が段々頻繁になるに従って、一方においては交通の便が開けまするによってこの遠隔の地におります者でも自分の本国に在る所の財産が如何なる有様においてあるかということを知るに苦しからず、また自分の身体は自分の在所に在ってその財産が遠きに在る場合でもまたそうであります。また一方においては取引が頻繁になるによってその取引について数十年の後においてそれについて争いが起こって自分では正当に権利を得ておると思った権利を失ってしまうというようなことがあつては経済上はなほ不便で仕様がなない。このような場合でありますからして本案においてはベルギー民法草案インド出訴期限法などに倣いましてこれを20年に短縮したのであります。」

民法の起草者はなぜ長期時効期間を20年間に短縮したのでらうか。法典調査

会での梅の説明でも文明の「開化」という以上の説明はないようである。同じ起草委員の富井政章（『民法原論第一卷総論』（有斐閣、1922）682頁以下）も、「消滅時効の期間に関する外国の立法例は区区一様ならずといえども、普通時効の期間はこれを30年と定むるもの最も多く、しかして債権とその他の財産権との間に差別を設くるものははなはだ少なしとす。我民法のごときは最も短期の制を採りたるものにして畢竟近世交通の便著しく開けたるの理由に基づくものなり。但し消滅時効の最長期間といえども20年を超えざるものとせるがゆえに最初議会に提出せられたる政府案には債権につき特例を設けざりしも衆議院においてこれを10年と改めたるなり……」と説明しているにすぎない。

さて、原案第732条の審議過程をみたい。そこでは次のような審議がなされている（『民法議事速記録5』459頁以下461頁）。

穂積陳重君 「本條に付ては長い説明を致す必要はありませぬ。期限問題であります。唯既成法典〔財産編379条〕では、刑事であるならば刑事訴訟法の時効に従ふと云ふことが書てあります。又澳太利は矢張り三年と為つて居ります。又……場合にも三十年を超えない。瑞西は一年と十年。モンテネグロも一年と十年。独逸民法草案は三年と三十年。仏蘭西も三年と三十年。英吉利の出訴期限法に於きましては之は種々となっております。不法行為の種類に依つて或は六年或は四年或は二年とありますが、要するに通常の出訴期限よりは余程短く為つて居ります。本案は即ち此通常の場合には三年其他は消滅時効の規定に従ふと云ふのであります。」

横田国臣君 「此『三年間』と云ふのは期限のことでありますから長くは申しませぬが如何なものでございませうか。此損害とか加害者とか云ふものは何時でも何処か逃げたやうなことがございませうが、さう云ふ時には中断でもやつて置くと云ふのでございませうか、中断はあつても矢張り三年間行はねば往けぬものでございませうか、さうすると今の本統に加害者があると云ふでも夫れに付ては人を殺したと云ふやうな場合は唯だ親父を殺されたと云ふ損害又加害者は誰れであると云ふやうなこと夫れを何するに非常に証拠を要する。其証拠の爲には実は刑事の裁判も要する位であります、夫れを三年間を以て直接消滅にする、どうも事實はさうは往くまいと思ふのであります、如何でございませう」

穂積陳重君 「之は一種の特別時効規定でありますからして、此処に断つてある外は通常の何に障らぬと私独りは解釈して居ります。併し間違つて居つたら尚他の起草委員から直おして戴きます。夫れで此三年と申しますのは三年行はなければ消滅をする。其三年と云ふものが証明したり何かするのに短かくはないかと云ふことでありますが、夫れは横田君其他判事諸君が能く御存知に為つて居ることをごさいますうが大概他の権利の色々な権利を証明するとか何んとか云ふことでなくして殊に外とに顕れる事でありますから三年位で宜しいと思ひます。人を殺したと云ふやうな風の場合で三年が差支へると云ふことありますれば、夫れは復た能く考え直さんなければならぬが大概の場合は三年が宜しいと云う素人考えで思つたのであります」

土方寧君 「私は、『加害者ヲ知リタルトキヨリ』とありますから3年で宜しいと思ひますが、私の疑ひは但書であります、之は要りませうか」

梅謙次郎君 「之は無くては困る。」

土方寧君 「無くても当り前のやうに思はれる」

梅謙次郎 「さうは往かぬ。知らなければ百年でも二百年でも権利が生ずるから」

横田国臣 「中断さえ出来れば宜しいと思ひます」

梅謙次郎 「それは出来ませぬ。既成法典は不変期間の定は皆刑事訴訟法に従ふと云ふので、民事訴訟法で30年も時効と云ふのであれも中断が出来ると云ふことに為つていますが、それは飛んでもない間違ひと思ひますが、本案ではさう云ふことのないために時効は特に時効と断はる。断はらぬければ不変期間であると云ふことは度々御断りをして居るのであります。夫れだから時効なら時効と書かなければ往かぬ」

富井政章君 「『行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス』としたら宜しい」

土方寧君 「私は第168条との關係を一つ御説明を願ひます。之を書いて置くのが分らぬ」

穂積陳重君 「今のやうな譯でありますから、之を書いて置かぬと別して不都合である。『時効ニ因リテ』と云ふことが書いてあると時効の事は夫れですつと嵌まる。しかしながら加害者を知つてから3年。さうすると加害者が20年間知れなかつた。さうすると『二十八（原文のママ。个か）年ニ為ル』。但書を

削ると百年後とでも夫れから3年間はいける。さう云ふ違いが生じます。夫れで但書は要る」

横田国臣君 「『行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス』が宜しい」

議長（箕作麟祥君）

「さうすると中断することは出来ると云ふやうになりますか。」

梅謙次郎君 「さうです」

土方寧君 「但書の趣意は分りましたが、どうぞございませうか、今迄の規定の有様から言ふとどうも但書のない方が宜しいと思ひます。加害者が知れぬということは被害者に取って不幸でありますが、而して過失、故意等を証明……夫れは証拠を挙げてからでございませうが、証拠は挙げ悪くいが夫れは自分の不幸で仕方ない。夫れでも証明が出来たなら賠償を求めることが出来ると云ふことにして置けば、賠償を求めると云ふことの趣意は貫くけれども知らなかつたならば長く掛つたらいけないと云ふと、一方に於いては加害者に無限の責任を与えて置く夫れと釣り合いを失ふ。夫れで私の考へではこの但書は無い方が宜しいと思ひます」

梅謙次郎君 「太く短い。太く短かく(原文のママ。長くか)では始末に了えない。太いから尚ほ短くしておかなければならぬ」

横田国臣君 「夫れでは此処の『三年間』の下は『之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス』と直したい」

中村元嘉君 「賛成」

議長（箕作麟祥君） 「中断の出来るやうにすると云ふことだけ違うのですね。」

横田国臣君 「そうです」

議長（箕作麟祥君） 「決を採りませう。起草委員も賛成でありますか」

梅謙次郎君 「私は反対もしませぬ又賛成もしませぬ」

穂積陳重君 「實際が夫れが宜しいと云ふことならば賛成します」

議長（箕作麟祥君） 「夫れでは只今の横田君の御説に賛成の方の起立を請けます」

起立者 多数

議長（箕作麟祥君） 「多数であります。夫れでは本条は是れで確定として置きます……」

その結果、原案はつぎのように改められた。第734条「不法行為ニ因ル損害賠償ノ請求権ハ被害者又ハ其法定代理人カ損害及ヒ加害者ヲ知りタル時ヨリ三年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス但第百六十八條ノ適用ヲ妨ケス」

『民法修正案』（決議案、明治28年12月21配布）をみると、その後、第734条の但書「但第百六十八條〔所有権以外ノ財産権ハ二十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス〕ノ適用ヲ妨ケス」は、「不法行為ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタルトキ亦同シ」と改められている。『民法整理會速記録』でもその経緯ははっきりしない。第12回整理會速記録（明治28年12月31日）には、722条（現行724条）は朱書きに決します、という記録のみ見えるだけである（『法典調査會 民法整理會議事速記録』309頁）。政府から衆議院に提出された『民法中修正案』では、条番号は第723条となっている。

第723条「不法行為ニ因ル損害賠償ノ請求権ハ被害者又ハ其法定代理人カ損害及ヒ加害者ヲ知りタル時ヨリ三年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス不法行為ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタルトキ亦同シ」

その後、衆議院から貴族院に送付された案では、条番号は第724条となっている。いずれも条文全体の整理に伴う変更である。

後に、梅謙次郎は、『民法債権（第三章、第五章）』（「和佛法律学校 明治36年度講義録」日本立法資料全集別巻22、復刻版、信山社）第5章第5節不法行為ノ時効の箇所（同書129頁以下）で民法724条前段と後段の関係をこう説明している。

「前段の規定は、元來時効の短かからんことを欲して規定したるものなるに、もし右の規定のみなるときは却って長きに失するの虞あり、即ち損害事實が数十年の後に初めて発見せらるることなしとせざるを以てその時より更に3年にして時効に罹るものとせば、却って普通の時効よりも長きに至るべし。これをもつて同条の後段を付加した。」

後段の20年について、梅は次のように述べる。債権の時効の原則は10年であるから、不法行為の場合も10年としてよかった。20年としたのは法律の欠点である。「この不権衡が生じたる原因はけだし政府案には時効は総て20年をもつて本則とし、債権の時効も20年とせり、しかるに衆議院において債権の一般の時効を10年と改めたるに第724条のみは原案のごとくなれるをもつて不権衡を

生ずるに至れるなり。……この時効については法文に『時効』とあるがゆえに時効に関する一般の規定は右の場合に当然適用せらるるものなり」。(原文は旧漢字カナ句読点なし)

梅は、『民法要義 卷之三 債権』(大正元年、復刻版、有斐閣) 918頁でも、「不法行為の時より既に20年を経過したるときはその請求権は時効によりて消滅すべきものとせり、但し第167条第1項において債権の普通時効を10年としたる以上は本条末段の20年は或いはこれを改めて10年とするを可とすべきか」と記述している。

(3) 母法としてのドイツ民法の編纂過程での議論

民法の起草者にとって、民法724条後段が時効であり、時効に関する一般の規定が適用されることは当然のことであった。問題は普通時効の起算点を「権利ヲ行使シ得ル時」としながら、民法724条後段の起算点を「不法行為ノ時」としたかである。これはドイツ民法旧852条(ドイツ第一草案719条、ドイツ第二草案775条)の条構造をそのまま採ったものと解されている⁽²¹⁾。

ドイツ民法旧852条の審議過程を簡単に振り返る。第一草案719条1項(1887)は、「不法行為によって生じた損害の賠償請求権は3年の経過によって消滅時効にかかる。消滅時効は債権者が被った損害と債務者を知ったときから進行する」と定める。第2項は、「時効期間は、第一項の規定によって請求権がすでに以前に消滅時効にかかっていない場合には、不法行為がおこなわれた時から30年とする」と定めている。第一委員会での審議のなかで、「行為の時から30年で」という表現が与えられ、「請求権を行使し得る時」という起算点を債務者の利益ために採用しないことが明確にされた。その後の、帝国司法省の前置委員会では、30年の時効期間を30年の除斥期間にするとの説がだされたが、第一草案は時効の一般原則を破って不法行為に基づく損害賠償請求権の場合には既に過剰に賠償義務者に有利であるとして退けられている。

その後の第二委員会でも、「不法行為がおこなわれた時から30年を経過したら、請求権は消滅する」との提案がなされたが、委員会はこれを退けている(Jakobs/Schubert, Die Beratung des BGB §§652-853, S.1092ff.)。第二草案775条1項は、「不法行為によって生じた損害の賠償請求権は、被害者が損害と賠

債義務者を知った時から3年の経過によって消滅時効にかかり、これを知ったかを考慮せず行為の時から30年で消滅時効にかかる」と定める。この第二草案がドイツ民法旧第852条1項として制定された(18.August 1896)。

さて、民法典調査会の議事録をみても、その後の梅謙次郎の『民法要義』などをみても、(加害者と損害が知れなかった場合の)不法行為に基づく損害賠償請求権を債務不履行に基づく損害賠償請求権よりも短期で消滅させようとする意思を読み取ることはできない。梅『民法要義 卷之三債権』の「第167条第1項において債権の普通時効を10年としたる以上は本条末段の20年は或いはこれを改めて10年とするを可とすべきか」という表現はそのことを端的に示している。この表現は、「不法行為の時から10年を経過したる時は時効によりて消滅す」と読めないことはない。しかし普通時効という表現を素直に理解するなら、「不法行為の時」という文言を「権利を行使することができる時」と読み直す可能性を示唆するものである。

民法の起草者の見解から出発して法解釈の学問的営みをするとすれば、第1に民法724条後段を適用するためには当事者の援用が必要であること(「良心アラン者ハ……時効ヲ援用スルコトヲ欲セサルヘシ」)、第2に起算点についても、「不法行為の時」文言への拘泥を避けて、「権利を行使することができる時」と読み直すこと、第3に「良心ナキ者」が時効を援用する結果として「過酷な結果」が生じる場合に時効援用を権利濫用として認めないことという法発展の道筋が開けてくる。

もちろん逆の法発展の道筋も可能であろう。実際、立法直後の資料にその手がかりを求めることはできる。『未定稿本/民法修正案理由書』には、第723条の理由に「如何ナル場合ニ於テモ不法行為ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタルトキハ賠償ヲ請求スルコトヲ得サルモノト為セリ」との記述がある⁽²²⁾。また、松波仁一郎、仁保亀松、仁井戸益太郎著『帝国民法正解 第六卷 債権』(明治30[1897]、復刻版、信山社)1502頁には「其他不法行為ノ時ヨリ二十年ヲ経過スルトキハ如何ナル事情ノ存スルニ拘ハラズ絶対的ニ損害賠償ノ請求権ヲ消滅セシムル」との記述がみえる。この著書は、穂積・富井・梅校閲となっている。

しかしこの種のやや粗雑な記述は、梅謙次郎や富井政章自身の著作のなかには見いだせない。民法724条後段の立法趣旨は、「被害者又ハ其法定代理人カ損

害又ハ加害者ヲ知ラサルトキハ永久損害賠償ヲ請求スルコトヲ得ヘシトセハ普通時効ヲ設ケタル法律ノ精神ニ反スルヲ以テ如何ナル場合ト雖モ不法行為ノ時ヨリ二十年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅スヘキモノト規定シタリ」(富井政章校閲、岡松三太郎著述『注釈民法理由 債権編』(有斐閣書房、明治32〔1899〕、9版)次504頁以下と理解するにとどめるのが、民法典調査会での審議内容との整合性があるだろう。

(4) 起草者意思と異なる解釈のための正当化根拠

民法典編纂過程の議論に照らせば、最高裁平成元年12月21日判決(民集43巻12号2209頁)の見解(「民法724条後段の規定は、不法行為によって発生した損害賠償請求権の除斥期間を定めたものと解するのが相当である。けだし、同条がその前段で3年の短期の時効について規定し、更に同条後段で20年の長期の時効を規定していると解することは、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図する同条の規定の趣旨に沿わず、むしろ同条前段の3年の時効は損害及び加害者の認識という被害者側の主観的な事情によってその完成が左右されるが、同条後段の20年の期間は被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものと解するのが相当であるからである。」)は、「独自の見解」というほかない。同条の規定の趣旨は、「不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図する」ことであると解する理由の説明はない。

また、「20年の除斥期間が経過した時点で法律上当然に消滅したことになる。そして、このような場合には、裁判所は、除斥期間の性質にかんがみ、本件請求権が除斥期間の経過により消滅した旨の主張がなくても、右期間の経過により本件請求権が消滅したものと判断すべきであり、したがって、被上告人ら主張に係る信義則違反又は権利濫用の主張は、主張自体失当」との見解の正当性については何の説明もない。

最高裁平成元年判決は民法の起草者意思との連続性はない。もちろん信義則論の登場による民法解釈学の展開は、牧野英一、鳩山秀夫の登場を待たねばならなかった⁽²³⁾。信義誠実の原則が民法解釈の基本原則として民法1条2項に明文文化されるのは戦後である。信義則に基づいて時効援用を否定する裁判例の

登場は1976年頃まで待たねばならなかった⁽²⁴⁾。

時効制度をめぐる歴史を振り返れば、最高裁平成元年判決は法発展にとって明らかな異物であり、速やかに取り除かれなければならない。

6 民法724条後段適用制限論ないし信義則適用論

(1) 京都訴訟（京都地判平成5年11月26日判時1476号3頁）

京都訴訟では、被告国及び県は除斥期間の経過を主張した。「民法724条後段の規定は除斥期間を定めたものと解するのが相当であり、また、右除斥期間の起算点である『不法行為ノ時ヨリ』とは損害発生の原因をなす加害行為が行なわれた時点と解するのが相当である。

ところで、原告らの被告国及び県に対する損害賠償請求権はいずれも民法724条後段の適用を受けるものであるところ、別紙除斥期間経過原告一覧表記載の原告らにおいては、本件において原告らが被告国及び県の公務員による違法行為と主張している不作為の違法状態が原告ら個人々々について終了した時点である水俣病に罹患する可能性のあった地域から関西方面に転出した時点から20年を経過して本件の提訴がなされていることからすると、仮に被告国及び県に対する本件損害賠償請求権が存したとしても、右請求権は除斥期間の経過により消滅しているものである。

また、遅くともチッソ水俣工場でのアセトアルデヒド製造が停止された昭和43年5月18日時点では不知火海域に生息する魚介類のメチル水銀汚染状況は水俣病を発生せしめるようなものでなかったから、右時点で原告らの主張する被告国及び県の公務員の加害行為は終了していたというべきであるところ、別紙除斥期間経過原告一覧表記載の原告中、右アセトアルデヒド製造停止時点から20年を経過して提起した原告であるA（原告番号107）他5名の損害賠償請求権は除斥期間の経過によって消滅しているものである。」

「除斥期間の経過による原告らの損害賠償請求権の消滅という法律効果は法律上当然に発生し、かつ、その効果は当事者の援用を要せず裁判所において判断すべきものであるから、被告国及び県の右主張が信義則違反ないし権利の濫用となる余地のないものである。」

これに対し、原告側は三段構えの主張をしている。

①民法724条後段をして除斥期間と解するとしても、同条後段の期間の起算点は損害が現実化、顕在化した時点と解すべきである。

そして、原告らにおいて損害が現実化、顕在化した時点とは、自覚症状の発生時や主治医の診断時ではなく客観的に原告らの水俣病に罹患したことが確認された時点、又は、水俣病の病状の増悪進行が止んだ時点とするのが相当であって、このような時点から原告らの水俣病に起因する全損害の賠償請求権が総体一括して進行すると解するべきである。そうすると、原告らにおいてははるかに公的に水俣病であることが客観的に確認されていないこと、又は水俣病に基づく病状の進行がはるかに停止していないことからすると、民法724条後段に規定する消滅時効期間は進行するに至っていないものである。

②仮に、民法724条後段の起算点を加害行為時とするにしても、不知火海海域のメチル水銀汚染はチッソ水俣工場がアセトアルデヒドの製造を停止した昭和43年5月18日以降現在に至るもなお除去されていないのであるから、昭和43年5月18日以降も不知火海沿岸に居住していた原告らに対する被告国及び県の実態は継続しているものであって、損害賠償請求権の消滅時効又は除斥期間はいまだ進行していないものというべきである。

③被告国及び県は被告チッソによる不知火海沿岸の環境破壊を助長し、かつ、水俣病の被害の実態を隠蔽し続けたものであるから、原告らの損害賠償請求権が除斥期間の経過によって消滅した旨の主張を行なうことは信義に反し、かつ、権利の濫用に当たるものであって認められるべきではない。

京都地裁は、被告の除斥期間の主張を権利濫用に当たるとして退けた。「仮に原告らの損害賠償請求権の除斥期間が経過しているとしても、被告国及び県において訴訟上、右事実を主張することは権利の濫用であるというべきであって、これを採用することはできない」。

京都地裁は、民法724条後段の20年の期間は、不法行為による損害賠償請求権の存続期間に関する除斥期間を定めたものと解した上で、「訴訟上、除斥期間の経過の事実を主張することは権利の濫用に当たる」との構成を採った。

京都地裁が採用した除斥期間への信義則適用については、旧桜島村不発弾爆破国家賠償請求事件最高裁判決（最判平1年12月21日民集43巻12号2209頁）の判例研究のなかで、大村敦志が、信義則・権利濫用はある規定の「適用」の次

元と「解釈」の次元で発動可能であるとして次のような考察をしていた（大村「判批」法協108巻12号2124頁以下）。

「期間経過の主張すら問題にならないとする場合には、……当事者の主張とは『独立に』裁判所が除斥期間の規定を適用しているということを前提とするわけだから、権利主張の是非にかかる当事者の行為態様は考慮の外に置かれることになる」から、信義則を「適用」する余地はなくなる。しかしなお「解釈」の次元では信義則の「利用」を考慮することができる。「ある規範の適用に際し、一定の事情がある場合には、その規定の適用を認めるべきではないという裁判官の客観的な判断に際しても、信義則・権利濫用の理念に訴えることが可能であるし、また現にそうされている」。この考え方によれば、「裁判所が職権で民法724条後段の適用の可否を判断するとしても、その際に、信義則・権利濫用を理由にこれを適用しない。すなわち、民法724条後段は一定の場合には適用されないのだという解釈（縮小解釈）をすることもありうる」。

京都地裁の民法724条後段の適用制限説を少しみておきたい。京都地裁は、民法724条後段の制度趣旨から、加害者を保護すべきでない特段の事情を検討する必要を認めた。

「不法行為の損害賠償請求権について民法724条後段において除斥期間を設けた趣旨は、同条前段に定める3年の時効期間の起算点が被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知ったときとなっており、加害者の法的地位が被害者の主観的事情のいかんによって左右される浮動的なものであることに鑑み、専ら加害者保護の見地から被害者の認識のいかんを問わず不法行為をめぐる法律関係の画一的な確定を図ろうとするものである。」

「そうすると、加害者と被害者間の具体的事情からみて、加害者をして除斥期間の定めによる保護を与えることが相当でない特段の事情がある場合においてまで損害賠償請求権の除斥期間の経過による消滅という法律効果を認めることは民法724条後段の趣旨に反するものであるといえる。したがって、右のような特段の事情が認められる場合には、加害者において訴訟上、除斥期間の経過の事実を主張することは権利の濫用に当たると解するのが相当である。」

京都地裁判決では、なぜ損害賠償訴訟が提起されるにいったか、その経緯が重視されている。

「水俣病に対する救済に関する今日までの経緯をみると、昭和34年12月30日に水俣病患者家庭互助会等と被告チツとの間のいわゆる『見舞金契約』が締結されたことを初めとして、以後、患者らを中心として地道な補償交渉や裁判闘争を経た後、昭和48年に患者らと被告チツとの間で補償協定が成立し、救済法及び補償法による水俣病の行政認定を受けた患者については右補償協定に基づいて補償問題が解決されるようになり、水俣病罹患者への損害賠償の問題は行政認定を受けて右協定に基づく補償を得ることを原則的な解決方法とするようになった。しかし、救済法及び補償法による認定業務は現実には滞りがちであったことから、近時において右補償協定による患者らの救済が必ずしも有効に機能していない実態が露呈するに至り、本件を含む多数の水俣病問題の司法的解決を求める訴訟が提起されるに至ったのである。

このような本件訴訟提起に至る経緯をみると、本件原告らにおいてもまず右補償協定による救済を受けることを期待していたことから訴訟提起が遅れたこと、右補償協定による救済の遅延の主たる原因は被告国及び県らによる水俣病の行政認定業務の遅延にあること、また、今日においてもなお水俣病に対する偏見及び差別が存する実態は否定できないものであるところ、いずれも不知火海沿岸地域から他県へ移住してきた原告らにおいて、偏見・差別にさらされることを覚悟して損害賠償請求権を行使することは容易なことではなかったであろうと想像できること等諸般の事情に鑑みれば、原告らにおいて損害賠償請求権の行使が遅れたことを責めることが妥当でないことはもちろん、補償問題などの経過を熟知している被告国及び県において殊更除斥期間経過の主張をすることは著しく信義則に反するというべきである。さらに、そもそも公害という広範な環境汚染に起因する水俣病においては、国民の福利増進の責務を担う国又は地方自治体においてこそ、その被害の実態や被害の拡大状況等において積極的に調査解明すべきであり、また、それをするに十分な能力を有するものであるから、原告らの権利行使が遅れたとしても被告国及び県が訴訟上の防御方法を講ずることが長期間の経過により著しく困難になるとも考え難いものである。」

京都地裁判決には、学説の到達点である信義則を利用した除斥期間の適用制限を水俣病という損害の特質を熟慮した上で行ったものであり、司法救済の自

覚を見て取ることができる。

下級審裁判例であるが、除斥期間の適用を制限した判決に、東京地判平成13(2001)年7月12日判タ1067号119頁〔劉連仁訴訟〕、福岡地判平成14(2002)年4月26日判時1809号111頁〔中国人強制連行福岡訴訟〕、東京地判平成15(2003)年9月29日判時1843号90頁〔日本軍毒ガス等遺棄被害訴訟〕がある。

除斥期間の適用を制限する判決には、加害行為の態様の悪質さと原告らの権利行使を著しく困難にする状況が被告らによって作り出されていたことを適用制限の要素に組み込む点に特徴がある。

(2) 学説の動向

まず、民法724条後段の法的性質に関する動向を最近の教科書のレベルで一瞥する。時効説を採用するのは、澤井裕『事務管理・不当利得・不法行為(第3版)』(有斐閣, 2001), 吉村良一『不法行為法(第3版)』(有斐閣, 2005), 窪田充見『不法行為法』(有斐閣, 2007), 平野裕之『不法行為法』(信山社, 2007), 池田貞朗『スタートライン民法総論』(日本評論社, 2006)である。

除斥期間説で記述するのは、川井健『民法概論4(債権各論)』(有斐閣, 2006), 大村敦志『基本民法Ⅱ債権各論(第3版)』(有斐閣, 2005), 内田貴『民法Ⅱ債権各論(第2版)』(東京大学出版会, 2007), 潮見佳男『不法行為法』(信山社, 1999), 加藤雅信『事務管理・不当利得・不法行為』(有斐閣, 2005), 四宮・能見『民法総則(第7版)』(弘文堂, 2005)であるが、積極的な除斥期間説は潮見と加藤雅信のみにみえる。また大村, 内田, 潮見, 川井は信義則の適用を明瞭に認める。たとえば、川井は、「しかし、除斥期間だからという理由で、その期間の経過により、信義則違反・権利濫用の主張がおよそ排斥される(前掲最判平成元・12・21)というのは疑問である。」と述べる(川井・525頁)。

潮見は、除斥期間の貫徹の阻止要件をつぎのように述べる。「たしかに、単に権利行使を期待できなかったという被害者側の一方的事情だけでは、画一的・絶対的処理の要請を破るには不十分であり、除斥期間の例外的な貫徹阻止にとって十分ではない。けれども、社会的にみてそもそも権利行使が不可能に等しいということ为基础づける事情が存在する局面では、除斥期間を支える公益的要素は後景に退く。ここでは、損害賠償請求権から解放される加害者側の

利益と、損害賠償請求権を失うことになる被害者の不利益とを、損害賠償請求権の発生原因となった不法行為の態様（加害者の主観的事情も含む）、被害者にとっての権利行使の期待可能性等を考慮に入れて衡量し、その上で、画一的・絶対的処理の必要という公益的要素を劣後させてもなお保護されるべき被害者の利益が認められるときには、信義則を介して除斥期間の貫徹が阻止される余地は例外的に残すべきものと考えたい（この点で、最判平成元年12月21日が具体的事件に与えた結論には、疑問が残る。）」（潮見・296頁以下）。

予防接種禍訴訟東京訴訟最高裁判決（最判平成10(1998)年6月12日民集52巻4号1087頁）のなかで、河合伸一判事は、公平という価値を最上位に置く論理を展開する。「不法行為制度の究極の目的は損害の公平な分担を図ることにあり、公平が同制度の根本理念である。この理念は、損害の分担の当否とその内容すなわち損害賠償請求権の成否とその数額を決する段階においてのみならず、分担の実現すなわち同請求権の実行の段階に至るまで、貫徹されなければならない」。特段の事情がある場合にまで、単に期間経過の一事をもって損害の分担の実現を遮断することは、不法行為制度の究極の目的を放棄することになる。

河合判事は、期間内に権利が行使されなかった場合でも、「その権利の不行使について義務者の側に責むべき事由」と、「当該不法行為の内容や結果」、「双方の社会的・経済的地位や能力」、「その他当該事案における諸般の事実関係」と併せて考慮し、公平の理念に反すると認めるべき特段の事情の存否を判断する。そして、この特段の事情がうかがわれるときには、「期間経過の一事をもって直ちに権利者の権利行使を遮断すべきではなく、当該事案における諸事情を考究して具体的正義と公平にかなう解決を発見することに努めるべき」であると主張する。今日の時効法学の到達点を踏まえた見解である。

7 おわりに

不法行為による損害が「蓄積進行性、遅発性の健康被害」である場合を民法の起草者は一切考慮していないから、ここには法の欠缺があるといつてよい。現代の私たちは、民法724条後段の起算点を民法166条の解釈論の到達点を組み込むという方法で法を創造し、法の欠缺を埋めることができる。これを民法

724条の「不法行為の時」という表現を縮小して解釈するといってもよい（縮小解釈）。この縮小解釈が可能であることはじん肺訴訟の裁判例の到達点でもある。

これに対し、たとえばドミニカ移民訴訟・東京地判平成18年6月7日判時1937号3頁は、「原告らが主張するような一般的な正義、公平の理念によって除斥期間の適用を制限することはできない」として、原告らの入植時点から20年が経過しているとして、原告らの被害救済を切り捨てた。最高裁平成元年判決の文言に拘泥し、最高裁平成10年判決〔予防接種禍訴訟最高裁判決〕の事案と同程度に著しく正義・公平に反するものと認めることはできず、除斥期間の適用を制限すべき特段の事情はないとして、平成10年判決による除斥期間の適用制限の範囲の射程を厳しく絞り込んだ。しかし学問的な裏付けのない最高裁平成元年判決に追随するのでは、日本の司法に未来はない。

（付記）本稿は、2007年9月14日開催の「ノーモアみなまたシンポジウム」にパネラーの1人として参加したのを契機に執筆したものである。その後の、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の成立、和解の成立を踏まえて加除している。なおシンポジウムの記録に、『ノーモア・ミナマタ シンポジウム 水俣病に時効なし 9.14公害弁連シンポジウムの記録 水俣病問題の真の解決のために』（特定非営利法人 NPOみなまた、2008年9月）全38頁があり、併せて参照していただければ幸いである。

-
- (1) 病像論については、采女博文「水俣病関西訴訟判決について」鹿児島大学法学論集40巻2号141頁以下（2006）。
 - (2) ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟の弁護団の提唱する訴訟救済制度は、これまで裁判によって水俣病被害者が救済されてきた実績を踏まえ、その司法基準を前提としたルールに従って、適切な水俣病被害者救済を実現するものである。被害者は、原告として、まずチツソ・国・熊本県を被告とした損

害賠償訴訟を提起する。裁判の証拠として、診断書などの水俣病被害者であることを証明する一定の資料を提出する。裁判所は、あらかじめ決められた判断方法に従って審査をし、水俣病としての救済対象者と認めた場合、原告・被告ら双方に和解の勧告をする。双方がこれを受け入れれば、和解成立とし、必要な救済を受けられるようにする。前提となるルールとしては、患者の認定は司法基準（メチル水銀に汚染された不知火海産魚介類を多食してきた事実（メチル水銀に曝露してきた事実）と、水俣病に特徴的な症状である感覚障害（四肢末梢性感覚障害や舌先等の二点識別覚障害）による。検査方法は、「共通診断書」という水俣病に関する診断書書式による。補償金の額は、症状に応じて400万円から800万円までのランク分けをする。恒久的な対策として、水俣病被害者の適切な救済内容としては、裁判で求める一時金だけではなく、それが治癒しない健康障害であることからして、医療費と療養手当が将来にわたって継続的に支給されるようにする。この医療費・療養手当については、不知火海沿岸住民及びその出身者に対する社会福祉的行政施策の意味を有するものとして、行政側が費用を負担する。

- (3) 新潟水俣病阿賀野患者会・水俣病不知火患者会・水俣病被害者互助会は、同日、「加害企業の救済を第一の目的にして、加害責任を負う環境省にフリーハンドを与えて水俣病問題の幕引きを図ろうとする法律の成立に、心の底から憤りを覚え、強く抗議する」との抗議声明を出した。
- (4) 2011年3月31日、水俣病の原因企業チッソは、子会社JNCに液晶生産などすべての営利事業を譲渡した。
- (5) ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟原告団・弁護団の声明（3月25日）「和解では、熊本・近畿・東京の原告2993名のうち、一時金等の対象者が2773名（92.6%）、医療費（被害者手帳）のみの対象者が22名（0.7%）、あわせて93.3%の原告が救済対象者となる。一部に救済対象から漏れた方が出たことは残念でならない。

しかし、①四肢末梢性のみならず全身性の表在感覚障害などを救済対象として救済要件を拡大したこと、②救済要件の判定機関として被害者側・加害者側の医師を同数含む『第三者委員会』方式を実現し、行政の判定権独占を打ち破ったこと、③医師団による共通診断書を公的診断と対等の判断資料と

させたこと、その結果として、④3000人に迫る大原告団の9割を超える救済率での大量救済を5年半で勝ち取ったこと、⑤天草をはじめ従来『対象地域外』とされてきた地域でも、対象地域の拡大や立証の努力によって相当の救済率を実現したこと、⑥水俣病のたたかひの歴史上初めて昭和44年以降の出生者からも救済対象者を出したこと、は高く評価できると考える。」

- (6) 水俣病特別措置法に基づく2011年10月末現在の未認定患者救済の申請累計は熊本県で3万2224件（手帳切り替えのみの申請も含める）、鹿児島県1万4874件、新潟県1084件となった。（熊本日日新聞 2011年11月11日）
- (7) 『公害弁連第40回総会議案書』（2011，東京）12頁～21頁、45頁～52頁。2009年9月20日，21日，医師140人，看護師・保健師など医療スタッフ600人によって，公健法の汚染指定地域外を含む不知火海沿岸6市2町で1044人の住民検診が実施され，「共通診断書」によって水俣病，水俣病疑いと診断された者は総受診者の93%であった（不知火海沿岸住民健康調査実行委員会『'09水俣病大検診報告集』（2009年12月10日））。指定地域外，昭和44年12月1日以降の出生の水俣病被害者の存在が指摘されている。
- (8) 宮坂昌利『最高裁判所判例解説 民事篇 平成16年度（七）』335頁。
- (9) 吉村良一「判批」民商法雑誌132巻3号390頁以下（2005），田上富信「判批」判例評論557号17頁以下（判時1891号195頁以下）（2005），長谷川浩二「判批」ジュリスト1286号111頁以下（2005），長谷川「判解」法曹時報58巻10号228頁以下（2006），福七明・平成16年度重要判例解説（ジュリスト1291号）51頁以下（2005），淡路剛久「水俣病関西訴訟最高裁判決について」環境と公害34巻3号53頁以下（2005），淡路「水俣病最高裁判決と地球温暖化対策」ジュリスト1279号2頁以下（2004），永嶋里枝「水俣病・関西訴訟」法学セミナー50巻2号60頁以下（2005），江原勲・北原昌文「判批」判例地方自治264号4頁以下（2005），西村淑子「判批」法律のひろば58巻7号62頁以下（2005），七居正典「行政責任と不作為の違法（1）」鹿児島大学法学論集40巻1号23頁以下（2005），小野田学「チッソ水俣病関西訴訟最高裁判決の歴史的意義と今後の課題」環境と公害35巻2号18頁以下（2005），大塚直「水俣病関西訴訟最高裁判決の意義と課題」判タ1194号91頁以下（2006），大塚・私法判例リマックス（法律時報別冊）32号40頁，西田幸介・大阪経済法科大学法学論集63号125頁以下（2005），采女

博文「水俣病関西訴訟判決について」鹿児島大学法学論集40巻2号111頁以下(2006), 神戸秀彦・法政理論39巻1号211頁以下(2006), 神戸・法と民主主義418号62頁以下(2007), 平城恭子・判タ臨時増刊(平成17年度主要民事判例解説)1215号80頁以下, 島村健・行政判例百選2(第5版)別冊ジュリスト182号462頁以下, 岩岸勝成・判例地方自治281号92頁(2006), 山村恒年・恩地紀代子・判例地方自治274号57頁以下(2006)。

- (10) 田上富信「判批(水俣病最高裁判決)」判例評論557号21頁(判時1891号199頁)。
- (11) その上で田上は、公健法による救済を主張する。「しかし、水俣病をめぐる問題はこれで解決したわけではない。未認定患者が未だに少なくとも二千人から三千人はいるという現実を踏まえると、これから本判決を踏まえた認定取消を求める行政訴訟は起こされるであろうし、そのたびに国民は関心を持ち続けることになる。……水俣病による健康被害の補償は今日では、昭和四八年に制定された公健法に組み込まれている。公健法の目的は『健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護』を達成することにある(同法一条)。水俣病に対する補償では、残念ながら、この理念ないし目的は活かされていない。『生きているうちに救済を』という患者の要望を満たすためには、繰り返しになるが、国として早急に五二年基準を見直すことが要請される。」

田上における①損害賠償請求権の除斥期間の満了論と②公健法による被害補償論(52年基準の早急な見直しの主張)との論理関係の把握は、田上の真意に照らせば逆であろう。公健法による被害補償を求める権利のある者との関係では、除斥期間が満了することはないという主張に組み立て直すべきであろう。公健法上の救済を求めることができる者が、損害賠償請求をしているときに、時効や除斥期間の概念でもって請求権を切断し消滅させるのは、不正義の上に不正義を重ねるものである。

- (12) 神戸秀彦「水俣病関西訴訟—2004(平成16)年10月15日最高裁第二小法廷判決、判例時報1876号3頁—」法政理論39巻1号211頁以下, 236頁以下。
- (13) 吉村良一「判批(水俣病最高裁判決)」403頁。
- (14) 金山直樹「民法166条1項・167条, 173条・174条」『民法典の百年Ⅱ』(有斐閣, 1998)450頁以下。
- (15) 吉田邦彦「在日外国人問題と時効法学・戦後補償—いわゆる『強制連行・労働』

問題の民法的考察 (3)』ジュリスト1216号127頁 (2002)。

- (16) 加害行為時説を事案に応じて弾力的に適用したり、権利濫用・信義則法理の適用によって20年期間経過の主張を制限したりして、具体的に妥当な解決を図ることができないわけではない(西莚章『国家賠償法』(青林書院, 1997) 496頁)。
- (17) B型肝炎最高裁判決(最判平成18年6月16日民集60巻5号1997頁)も、筑豊じん肺訴訟と水俣病関西訴訟の最高裁判決を引用して、「民法724条後段所定の除斥期間の起算点は、『不法行為の時』と規定されており、加害行為が行われた時に損害が発生する不法行為の場合には、加害行為の時がその起算点となると考えられる。しかし、身体に蓄積する物質が原因で人の健康が害されることによる損害や、一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる疾病による損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上、加害行為が終了してから相当期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解すべきである」としたうえで、「B型肝炎を発症したことによる損害は、その損害の性質上、加害行為が終了してから相当期間が経過した後に発生するものと認められるから、除斥期間の起算点は、加害行為(本件集団予防接種等)の時ではなく、損害の発生(B型肝炎の発症)の時というべきである」と判示した。
- (18) 松本克美『時効と正義』272頁(日本評論社, 2002), 同・「民法724条後段の『不法行為の時』と権利行使可能性」立命館法学307号164頁以下(2006)。
- (19) ドイツ民法195条は「通常の時効期間は3年である」と定める。199条1項は、「通常の時効期間は、1. 請求権が成立し、かつ2. 債権者が請求権を基礎付ける諸事情と債務者を知った時か、または重大な過失がなければ知り得べき時の年の終了から進行する」と定める。同条2項は、「生命、身体、健康または自由の侵害に基づく損害賠償請求権は、その発生及び認識ないし重過失による不知を考慮することなく、行為、義務違反またはその他損害を生じさせる事象の時から30年で消滅時効にかかる。」と定める。その他、詳細は、半田吉信『ドイツ債務法現代化法概説』(信山社, 2003) 参照のこと。
- (20) 宮坂昌利「判解(筑豊じん肺訴訟最高裁判決)」『最高裁判所判例解説 民事篇 平成16年度上』334頁は、「民法の起草者の考えは明らかでない」と

- 述べるが、法典調査会議事速記録を素直に読めば、時効と解していることに疑問の余地はない。内池慶四郎「不法行為による損害賠償請求権の時効起算点」法学研究44巻3号156頁以下（1971）、柳澤秀吉「不法行為責任に関する二〇年の期間制限」名城法学41巻1号155頁以下、特に89頁以下（1991）など参照。
- (21) 富井政章校閲、岡松三太郎著述『注釈民法理由 債権編』（有斐閣書房、明治32〔1899〕、9版）次504頁など。
- (22) 広中俊雄編著『民法修正案（前三編）の理由書』（有斐閣、1987）685頁。なお広中「民法修正案（前三編）の理由書に関する序論的考察」同書1頁以下によれば、この理由書は起草委員が検閲していないもので完成度は低いとされている。
- (23) 鳩山秀夫『債権法における信義誠実の原則』（有斐閣、1955）所収の「鳩山先生の思い出」（初出は、日本の法学—回顧と展望〔1950〕）に牧野英一のつぎの発言がある。「わたくしは、実は、富井先生からも梅先生からも、信義則のことを教わらなかったのである」（同書462頁）。また、瀬川信久「梅・富井の民法解釈方法論と法思想」北大法学41巻5・6合併号418頁（1991）も、梅謙次郎は「後に鳩山が債権法を支配する原理として析出しようとした信義則を考えていなかった」と指摘している。
- (24) 半田吉信「消滅時効の援用と信義則」ジュリスト872号79頁以下（1986）。